

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 16 日

都道府県知事
達 増 拓 也 殿

岩手県久慈市新中の橋第4地割35番地の3
提出者 宮城建設株式会社
住 所
氏 名 代表取締役社長 菅 原 博 之
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0 1 9 4 - 5 2 - 1 1 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	宮城建設株式会社
事 業 場 の 所 在 地	岩手県久慈市新中の橋 4-3 5-3
計 画 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	総合建設業
② 事 業 の 規 模	完成工事高 8 1 億円
③ 従 業 員 数	2 0 8 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物処理フロー図」参照

(日本工業規格 A 列 4 番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙「産業廃棄物管理組織図」参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙「産業廃棄物処理フロー図、数値」参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	18,165t	t
	(これまでに実施した取組) ・別紙「産業廃棄物に係る管理体制に関する事項」参照 ・ISO14001認証取得（2005年9月）により運用、管理		
② 計画	【目標】 別紙「産業廃棄物処理フロー図、数値」参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	18,165t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状取組を継続実施する		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙「産業廃棄物に係る管理体制に関する事項」参照		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状取組を継続実施する		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙「産業廃棄物処理フロー図、自社処分数値」参照		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	14,637 t	t
	(これまでに実施した取組) ・別紙「産業廃棄物に係る管理体制に関する事項」参照 ・ISO14001認証取得（2005年9月）により運用、管理		
② 計画	【目標】別紙「産業廃棄物処理フロー図、自社処分数値」のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	14,637 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状取組を継続実施する		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 別紙「産業廃棄物処理フロー図、委託処分数値」参照		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	3,528 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	3,045 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 別紙「産業廃棄物に係る管理体制に関する事項」参照 ・ ISO14001認証取得（2005年9月）により運用、管理		

② 計画	【目標】別紙「産業廃棄物処理フロー図、委託処分数値」参照		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	3, 528 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3, 045 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状取組を継続実施する		
※事務処理欄			

備考

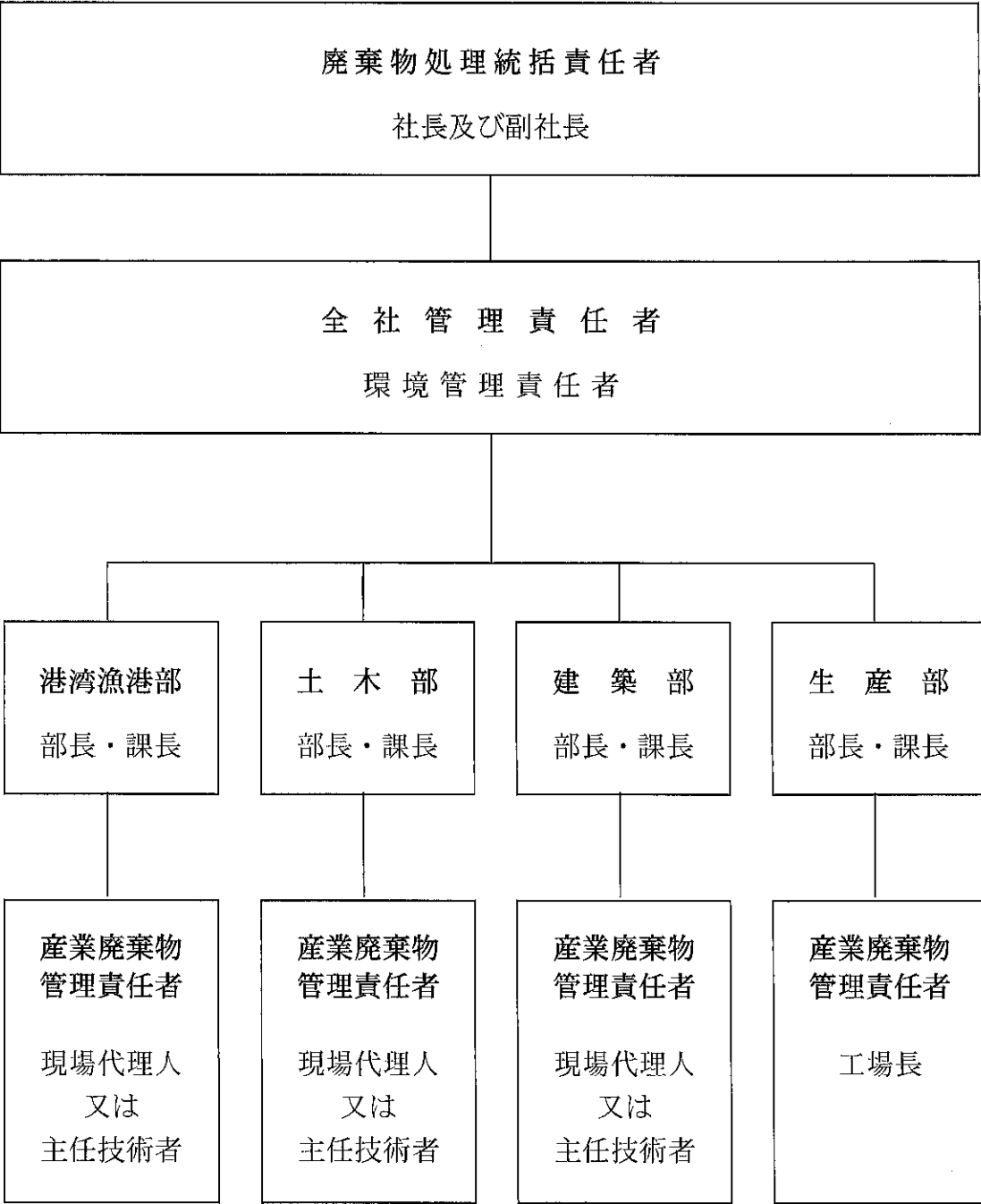
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物に係る管理体制に関する事項

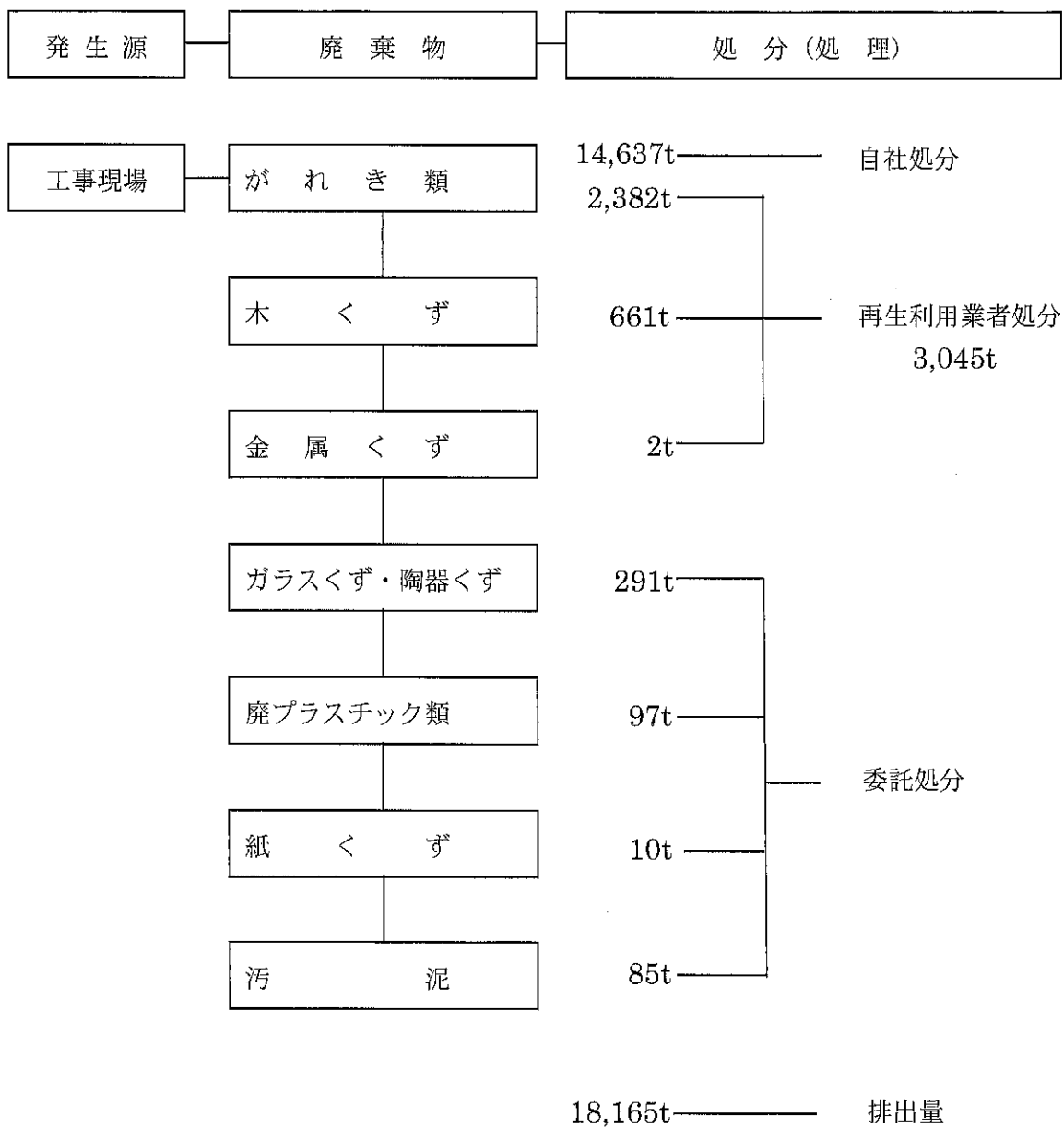
(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		社長及び副社長
全社管理責任者		環境管理責任者
管理責任者		現場代理人又は主任技術者
役割	統括責任者	○産業廃棄物の再生利用、減量化、適正管理を推進するために「産業廃棄物管理組織図」の整備を行う。 ○当社の環境方針のなかで各部門の事業活動を通し廃棄物の排出抑制を推進する。 ○環境法規制を順守するため関与を行う。 ○作業従事者への産業廃棄物排出抑制の周知。
	全社管理責任者	○産業廃棄物処理計画の提出が必要な場合は作成する。 ○廃棄物管理手順書の作成・管理 ○管理票交付状況に関する法に定められた報告その他
	管理責任者	○当社の「廃棄物管理手順書」（別添 I S O 事務局作成）により管理する。 ○当社の廃棄物の排出抑制活動に該当する部門及び工事現場は、具体的目標を立て管理する。 ○当社の工事現場に従事する関連協力業者の方々に当社が推進する環境活動を理解し、自覚してもらうよう教育する。 ○混合廃棄物、残材、汚泥、ベントナイト等はこまめに分別作業及び適正処分により廃棄物の発生を抑制する。

産業廃棄物管理組織図



産業廃棄物処理フロー図



※数値は前年度の実績値です。

改定部分は青書きで表示する

版番号
5-0

廃棄物管理手順書

制定日	2005 年 11 月 1 日
改定日	2011 年 4 月 1 日

承認者	環境管理責任者
確認者	安全環境部部門長
作成者	ISO 事務局

岩手県久慈市新中の橋4-35-3
宮城建設株式会社
TEL 0194 - 52 - 1111
FAX 0194 - 52 - 1297

作業日報等に記録する。

- d) 工事の責任者は、委託契約を更新する場合、許認可の有効期間の確認、当該業者が適正業務を実施していることの確認を行い、「環境活動チェックシート」(様式-E91002①②)に順守状況を記録する。

e) 処理を委託するに当たっての確認(様式「産業廃棄物の排出事業者等の実地確認」による)

- ① 委託契約は、収集運搬業者・処分業者と各々契約を締結する。
- ② 委託前に産業廃棄物処理業者が許可を受けた者であるか、許可内容等(廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件等)及び適正な能力を有していることを確認して、その結果を記録し、5年間保存する。
 - 1) 運搬を委託する場合は、車両、積替え保管施設等を実地に調査し、確認する。
 - 2) 処分を委託する場合は、処理施設、処理能力(最終処分場の残余容量を含む)、中間処理後に生じる産業廃棄物の適正な処理の状況を実地に調査し、確認する。
 - 3) 実地調査・確認は、自らの責任で実地に調査している者からの聴取・確認を含む。
- ③ 1年以上に渡り継続して委託を行う場合は、再度②の確認を行い、その結果を記録する。
- ④ 委託後、委託期間が1年未満の場合は、自らが委託した産業廃棄物の処分の状況を年に1回以上実地に確認し、その結果を記録する。不適正処理が行われている場合は、知事に通報する。

(3) 産業廃棄物管理票(以下、マニフェスト)の流れ(図-1参照)

- a) 工事の責任者は、7枚複写のマニフェストに必要事項を記入し、署名又は押印した後、廃棄物と共に収集運搬業者に渡す。
マニフェストを収集運搬業者に渡す(交付する)ときは、次の事項を記載する。
 - ① 交付年月日及び交付番号
 - ② 事業所の名称及び所在地
 - ③ 交付担当者の署名又は押印
 - ④ 産業廃棄物の名称、種類、数量、性状、取扱上の注意事項等
 - ⑤ 産廃業者の名称、所在地、車両番号、処理方法
 - ⑥ 運送先・処理場の所在地
- b) 収集運搬業者は、マニフェストに署名又は押印し、A票を工事の責任者に返す。
- c) 工事の責任者は、収集運搬業者から受け取ったA票を保管する。
- d) 収集運搬業者は、マニフェストの残りの6枚を廃棄物と共に処分業者に渡す。
- e) 処理業者は、廃棄物の受領時にマニフェストの所定欄に署名又は押印し、B1、B2、C1、C2、D、E票のうちB1、B2票を収集運搬業者に返す。
- f) 収集運搬業者は、処分業者から受け取った2枚のうちB1票を保管し、運搬終了後10日以内にB2票を工事の責任者に返送する。
- g) 処理業者は、処分終了後マニフェストの所定欄に署名又は押印し、C1、C2、D票のうちC2票を収集運搬業者へ、D票を工事の責任者へ返送し、C1票を5年間保管する。返送は管理票(マニフェスト)交付後90日以内とする。
- h) 処理業者は、最終処分が終了した報告を受け、適正に終了したことを確認の上、10日以内にE票を工事の責任者に返送する。但し、管理票(マニフェスト)交付後180日以内とする。
- i) 収集運搬業者は、処理業者から返送されたC2票を保管しているB1票と照合し、指示通りに処分されたかを確認し、B1、C2票を5年間保管する。

- ② 屋外で容器を用いずに保管する場合は最大積み上げ高さ。

保管の高さ制限

- ・廃棄物が囲いに接しない場合（図1）
 - ア) 囲いの下端から勾配50%以下
- ・廃棄物が囲いに接する場合（図2）
 - ア) 囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下
 - イ) 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

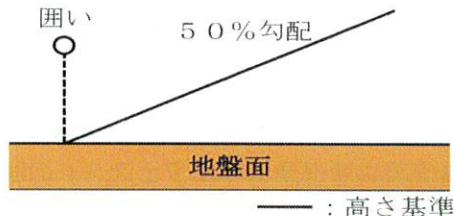


図1) 囲いに接することなく
廃棄物を保管する場合

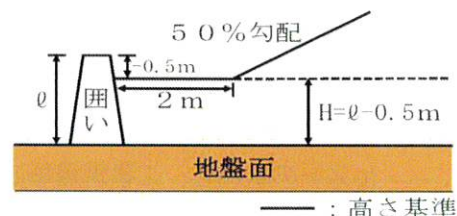


図2) 囲いに接して廃棄物を
保管しようとする場合

- b) 保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずるとともに、ねずみ、蚊等の害虫が発生しないようにしなければならない。

(6) 産業廃棄物運搬車に必要な表示

運搬車を用いて産業廃棄物の収集または運搬を行なう場合には、次の事項を車体の両側面に見やすいように表示する。

a) 許可業者の場合

- ① 産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨
- ② 許可業者の氏名または名称
- ③ 統一許可番号（下6けた）

b) 自己運搬の場合

- ① 産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨
- ② 氏名または名称

(7) 屋外に保管する産業廃棄物の記録義務及び保管量の上限（様式「屋外に保管する産業廃棄物の記録」による）

a) 屋外に産業廃棄物を保管（数量に関わらず）する場合は、事業年度（4/1～3/31）

毎の最大保管数量の見込みを把握し、その記録を5年間保存する。

b) a) の最大保管量の見込みが下記の数量を超えた場合は、搬入・搬出の記録を5年間保存する。

- ・コンクリート殻、アスファルト殻、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ等は10t又は30m³
- ・廃油、廃酸及び廃アルカリは1t又は1m³

- ① 保管地へ搬入した場合は、搬入日、廃棄物の種類・数量及び搬入後の保管総量
- ② 保管地から搬出した場合は、搬出日、廃棄物の種類・数量及び搬出後の保管総量

c) 屋外に産業廃棄物を保管する場合は、下記の上限を超えてはならない。

- ① 保管場所からの1日当り平均搬出量の7日分以内
- ② 処理施設の1日当り処理能力の14日分以内

(8) 産業廃棄物を事業場の外で300m²以上の敷地に保管する場合の届け出の義務

産業廃棄物を生ずる事業場の外において、300m²以上の敷地に自ら産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

報告者
住 氏
所 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

平成 年 月 日

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

報告者
住 氏
所 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の処置及び清掃に関する法律第19条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		事業場		電話番号					
事業場の所在地									
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬委託者の許可番号	運搬委託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分委託者の許可番号	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめ上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種又は日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬委託者又は再委託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列 4番)

(岩手県循環型地域社会の形成に関する条例第22条の様式)

産業廃棄物の排出事業者等の実地確認

工事の責任者：

工事名：

確認時期		委 託 前	委 託 後 1 年 未 満	1 年以上継続委託の場合、 毎年 1 回 以上
確認項目				
運 搬	【収 集 運 搬】 委託会社（ ） ・車両、機材容器、積替え保管施設等の確認 ※確認項目の詳細は、別紙「産業廃棄物の実地確認記録」による	☐ 自ら実地確認 確認者氏名（ ） ☐ 自らの責任で実地に調査している者から聴取確認 聴取会社名（ ） 聴取者氏名（ ） ※委託契約先以外の第三者から聴取 確認日：平成 年 月 日		☐ 自ら実地確認 確認者氏名（ ） ☐ 自らの責任で実地に調査している者から聴取確認 聴取会社名（ ） 聴取者氏名（ ） ※委託契約先以外の第三者から聴取 確認日：平成 年 月 日
処 分	【中 間 処 理】 委託会社（ ） ・処分を行う処理施設の確保 ・処分に必要な措置の実施状況の確認 ※確認項目の詳細は、別紙「産業廃棄物の実地確認記録」による	☐ 自ら実地確認 確認者氏名（ ） ☐ 自らの責任で実地に調査している者から聴取確認 聴取会社名（ ） 聴取者氏名（ ） ※委託契約先以外の第三者から聴取 確認日：平成 年 月 日	☐ 自ら実地確認 確認者氏名（ ） ☐ 自らの責任で実地に調査している者から聴取確認 聴取会社名（ ） 聴取者氏名（ ） ※委託契約先以外の第三者から聴取 確認日：平成 年 月 日	☐ 自ら実地確認 確認者氏名（ ） ☐ 自らの責任で実地に調査している者から聴取確認 聴取会社名（ ） 聴取者氏名（ ） ※委託契約先以外の第三者から聴取 確認日：平成 年 月 日
	【最 終 処 分】 委託会社（ ） ・処理施設の処理能力の確認 ・処理施設の処理実績の確認 ※確認項目の詳細は、別紙「産業廃棄物の実地確認記録」による	☐ 自ら実地確認 確認者氏名（ ） ☐ 自らの責任で実地に調査している者から聴取確認 聴取会社名（ ） 聴取者氏名（ ） ※委託契約先以外の第三者から聴取 確認日：平成 年 月 日	☐ 自ら実地確認 確認者氏名（ ） ☐ 自らの責任で実地に調査している者から聴取確認 聴取会社名（ ） 聴取者氏名（ ） ※委託契約先以外の第三者から聴取 確認日：平成 年 月 日	☐ 自ら実地確認 確認者氏名（ ） ☐ 自らの責任で実地に調査している者から聴取確認 聴取会社名（ ） 聴取者氏名（ ） ※委託契約先以外の第三者から聴取 確認日：平成 年 月 日

- ※1 産業廃棄物を自社処理（運搬又は処分）する場合は、実地確認は不要である
※2 実地確認による確認項目の詳細は、別紙「産業廃棄物の実地確認記録」による
※3 記録は5年間保存する

屋外に保管する産業廃棄物の記録

工事名：

工事の責任者：

1. 産業廃棄物の最大保管量見込み

産業廃棄物の種類		最大保管量見込	□ t □ m ³
保 管 場 所			
保 管 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 迄		
産業廃棄物の種類		最大保管量見込み	□ t □ m ³
保 管 場 所			
保 管 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 迄		
産業廃棄物の種類		最大保管量見込み	□ t □ m ³
保 管 場 所			
保 管 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 迄		
産業廃棄物の種類		最大保管量見込み	□ t □ m ³
保 管 場 所			
保 管 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 迄		

2. 産業廃棄物の搬入・搬出記録（産業廃棄物の種類毎に記録する）

[illegible]

※屋外に保管する最大保管量の見込みが下記の量を超えた場合は、搬入・搬出を記録し5年間保存する。

- ・コンクリート殻、アスファルト殻、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ等は10t又は30m³、
- ・廃油、廃酸及び廃アルカリは1t又は1m³